

A14 ④の差額ベッド代については課税となりますが、自動車事故の被害者に対する療養は原則、非課税となります。

自動車事故（ひき逃げ事故を含む）の被害者に対する療養で非課税とされるものは、自動車損害賠償責任保険の支払額を限度とするものではありません。よって、自動車損害賠償責任保険の支払を受けて行われる療養であれば、任意保険や自費（加害者などが支払う額）で支払われるものであっても非課税になります。

また、非課税とされる療養の範囲は、医療機関が必要と認めた療養（おむつ代、松葉杖の賃貸料、付添寝具料、付添賄料等を含む）をすべて含むもので、自由診療であってもすべて非課税になります（自由診療の場合には自動車事故による療養であることを記録によって証明する必要があります）。なお、自動車事故によるものであっても、次のような療養等は課税になります。

- ①療養を受ける者の希望によって特別病室の提供を行った場合、患者が支払う差額部分（いわゆる差額ベッド代）
- ②他人から損害賠償額の支払を受ける立場にない、自らの運転による自動車事故の受傷者に対する自由診療として行われる療養（その事故の同乗者で、運転者などから損害賠償額の支払いを受けるべき立場にある者に対する療養は非課税）
- ③診断書及び医師の意見書等の作成料